

R8
新規

ADL維持等加算取得促進事業

福祉局高齢社会部介護保険課

ADL維持等加算取得促進事業とは

- ADL維持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定している事業所に**報奨金を交付**
- ADL維持等加算の算定に向けた**研修会の開催**(R8.8.10開催)

事業目的

- 重度化防止推進
- 事業所の支援

自立支援・重度化防止の観点から創設された加算であり、算定のためには一定の成果を出す必要があります。

事業所における重度化防止の取組みを支援する目的で実施します。

対象事業所

○福岡市内で、以下のいずれかの対象サービスを提供していること

- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

○**基準日時点(令和8年10月1日)**で、ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること

※同一年度にふくおか元気向上チャレンジの報奨金交付を受けている事業所は申請できません。

※令和7年4月1日以降に、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けている事業所は申請できません。

報奨金の金額

- **10万円(基礎分)** ⇒ 交付は3回(3年度分)まで
- 更に成果に応じて **10万円又は15万円の上乗せ** (いずれか) ⇒ 回数制限なし

基礎分

基準日時点でADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合

上乗せ分
(維持)

要介護度の維持と判断された場合

上乗せ分
(改善)

要介護度の改善と判断された場合

最大25万円上乗せ分(維持)
10万円上乗せ分(改善)
15万円

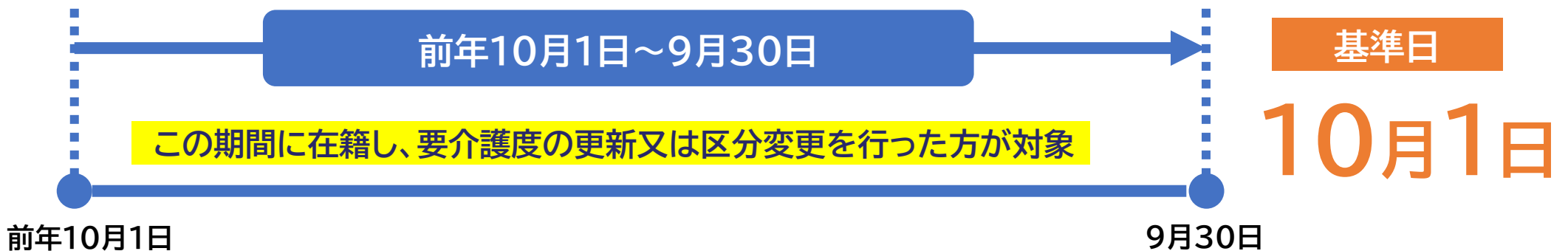
基礎分 10万円

判定対象者

○基準日の前年10月1日から基準日の前日(9月30日)まで在籍している利用者(※1)のうち、この期間中に要介護認定の更新又は区分変更を行った方(※2)の要介護度の変化を数値化し、設定した基準に対する達成度で判定

(※1)期間内に継続してサービス利用をしている方(基準日前に要介護度が改善し、退所となった方も含む)

(※2)更新又は区分変更後の要介護認定の有効期間の開始日が対象期間内にある方



判定方法①

STEP1

要介護度を数値化

自立	=0
要支援1	=1
要支援2・要介護1	=2
要介護2	=3
要介護3	=4
要介護4	=5
要介護5	=6

STEP2

前後の差を比較

直近の数値
(更新又は区分変更後の
要介護度を数値化した値)

—

今回の数値
(更新又は区分変更前の
要介護度を数値化した値)

=

要介護度変化値

STEP3

判定対象者全員分の
要介護度変化値を合計

利用者	直近	前回	要介護度 変化値
A	要介護2	要介護4	3-5=-2
B	要介護4	要介護3	5-4=1
C	要介護4	要介護2	5-3=2
合計	(-2)+1+2=1		

STEP4

経年変化値を計算し、
全員分を合計

前回の認定から
今回の認定の期間(年)×0.1
=
経年変化値

利用者	前回の認定から 今回の認定までの 期間	経年 変化値
A	4年	0.4
B	4年	0.4
C	3年	0.3
合計	1.1	

【前回の認定期間から今回の認定期間について】

前回の認定の有効期間の開始日から

今回の認定の有効期間の開始日までの期間

(6か月以下の場合は切り捨て、7か月以上の場合は切り上げ。また、日数は切り上げ)

上乗せ分の報奨金の判定について

判定方法②

STEP1～STEP4で求めた「要介護度変化値」と「経年変化値」で判定

上乗せ分なし
(基礎分のみ)

要介護度変化値
の合計 $>$ 経年変化値
の合計

または

データがない、対象者がいない等
により判定不可

10万円

上乗せ分あり
(維持)

$0 \leq$ 要介護度変化値
の合計 $\leq$ 経年変化値
の合計

20万円
(10万円+10万円)

上乗せ分あり
(改善)

$0 >$ 要介護度変化値
の合計

25万円
(10万円+15万円)

上乗せ分の報奨金の判定について(例)

判定例

□□事業所の例(R7.10.1～R8.9.30に更新又は区分変更を行った方が4人の場合)

	直近の認定			前回の認定		
	要介護度	認定日	認定の有効期間	要介護度	認定日	認定の有効期間
Aさん	要介護1(2)	R8.4.20	R8.5.1～R10.4.30	要介護3(4)	R4.4.20	R4.5.1～R8.4.30
Bさん	要介護3(4)	R8.1.15	R8.1.15～R9.1.31	要介護2(3)	R5.6.20	R5.7.1～R9.6.30
Cさん	要介護2(3)	R8.5.22	R8.6.1～R11.5.31	要介護1(2)	R7.11.20	R7.12.1～R8.5.31
Dさん	要介護5(6)	R7.9.15	R7.10.1～R10.9.30	要介護4(5)	R3.9.17	R3.10.1～R7.9.30

()内は要介護度を数値化した値

	要介護度変化値	経年変化値(※)
Aさん	2-4=-2	4年×0.1=0.4
Bさん	4-3=1	3年×0.1=0.3
Cさん	3-2=1	0年×0.1=0
Dさん	6-5=1	4年×0.4=0.4
合計	1	1.1

(※)
年数の計算に当たっては、6か月以上の場合は切り捨て、
7か月以上の場合は切り上げる。(日数については切り上げ)

判定結果
20万円(維持)

0 ≤ 1 (要介護度変化値の合計) ≤ 1.1 (経年変化値の合計)

5 申請から交付までの流れ

1

福岡市へ報奨金交付申請書を提出(オンライン又は郵送、持参のいずれか)
※事業所の運営法人名義で申請をしてください。複数の事業所で報奨金交付の対象となる場合は、分けて申請をするようにお願いいたします。

申請期間: **令和8年11月2日(月)～令和8年12月28日(月)**

申請書やオンライン申請フォームは、
10月下旬に福岡市ホームページで公開予定です。

2

審査後に、福岡市から報奨金交付決定を通知(12月～1月)

3

福岡市に報奨金口座振替依頼書を提出(報奨金交付決定通知受領後～2月)

4

報奨金の交付(3月～4月)